

合理的配慮の背景

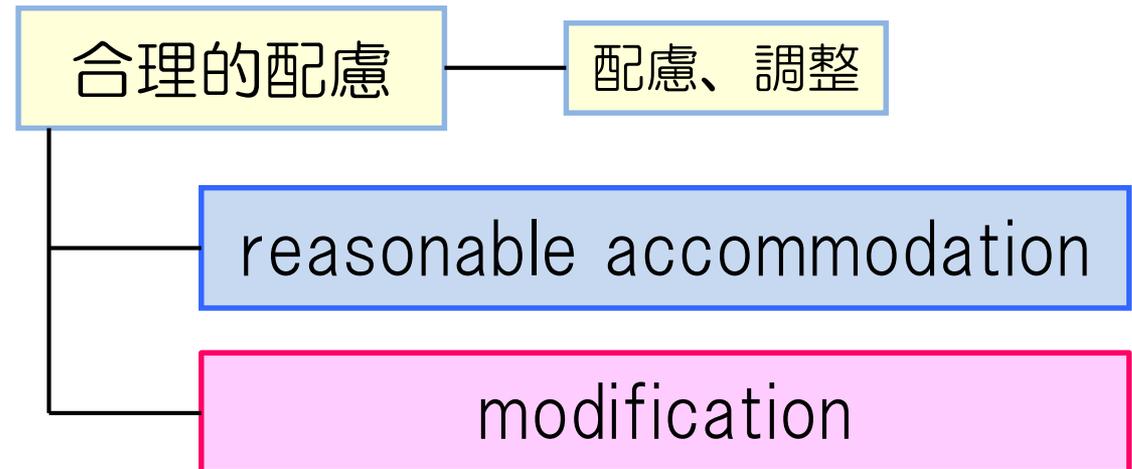
合理的配慮とは・・・

障害者が他の者と平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。



【不当な差別的取扱いの禁止】

- 学校の受験や入学を拒否する。



合理的配慮の背景

合理的配慮



『障害のあるアメリカ人法(ADA)』

1990年制定／2008年改正

高等教育機関の入学試験および入学後の授業等においては、

障害のある人が障害のない人と同等にアクセスできるようにするための『アコモデーション』 accommodation の提供が『障害のあるアメリカ人法 (ADA)』によって規定されているが、

授業内容自体を障害のある学生に合わせて変える

『モディフィケーション』 modification は求められていない。

合理的配慮の背景

accommodation	modification
<ul style="list-style-type: none">• 障害のある子供が学習内容を理解したり、与えられた課題に取り組んだりする際に、障害の状態等に応じて学習環境や内容のフォーマット等に変更を加えること。アクセシビリティを確保すること。	<ul style="list-style-type: none">• 学習内容の全てを理解することが難しい子供のために、学習カリキュラムに（質的な）変更を加えること。
<ul style="list-style-type: none">• 教育内容やテスト内容そのものには質的な変化を伴わない。他の（通常学級の）子どもたちと基本的には同じ内容を学習する。	<ul style="list-style-type: none">• 教育内容やテスト内容に、より大きな調整や変更を伴う。内容に質的な変更を行うことによって、結果的には他の子ども達（通常学級）よりは少ない学習課題を達成しようとするもの。
<ul style="list-style-type: none">• 具体例 手話通訳、音声読み上げ、テスト時間の延長等	<ul style="list-style-type: none">• 具体例 通常の学級で学んでいる知的障害のある子どものために、易しい課題にしたり単純化したり、課題数を減らしたりすること。
<ul style="list-style-type: none">• 知的な遅れがない場合の変更や調整	<ul style="list-style-type: none">• 知的な遅れがある場合に採られる方法

合理的配慮の背景

【中央教育審議会初等中等教育分科会】

特別支援教育の在り方に関する特別委員会 報告(H24.7)

- 基本的な方向性としては、
障害のある子どもと障害のない子どもが、
できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。

その場合には、それぞれの子どもが、

- 授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、
- 充実した時間を過ごしつつ、
- 生きる力を身に付けていけるかどうか、

これが最も本質的な視点であり、
そのための環境整備が必要である。

事例～知的障害児の高校受検

○道教委のパンフ

～特別な配慮を必要とする障がい等のある生徒の出願について～

障がい等の状況	特別な配慮の内容
聴覚に障がい	・ 監督者の指示や英語の聞き取りテストが聞き取りやすいような座席の配置 ・ 補聴器の使用
視覚に障がい	・ 拡大鏡の使用 ・ 問題用紙の拡大 など
肢体不自由	・ 車いすの使用 など
糖尿病の場合	・ 室外での補食 ・ 保健室でのインスリン注射 など
入院の場合	・ 入院先の病院での受検 など
その他	・ 通常の受検室で受検することが困難な受検者に対する別室での受検 ・ 当該生徒及び保護者の要望により特別な配慮が必要と考えられるもの など

事例～知的障害児の高校受検

○道教委が示す合理的配慮の例（面接時）

①認められた例

- 間接における筆談、うなずきによる回答、
「はい、いいえカード」の使用、等
- 座席の配慮、病院における受検、等
- 中学校が受検者に対して行って来た配慮の内容

②認めないもの

- 入選の目的である、それぞれの高等学校等の教育を受けるに足る能力・適性等の判定に的確性を欠く恐れのある場合
 - a 予め面接質問用紙に記入して提出すること
 - b 受検者の発言主旨を補足説明するための介助者の配置

まとめ

○合理的配慮に基づく要望

- 「障害を理由とする差別の禁止」に依拠する要望
- 「合理的配慮」を求めるさまざまな要望



これらにどう応えていくか

- 学校個々で考えていく問題なのか
 - 制度の問題として考えるべきなのか
-
- 「要望」から「当たり前なこと」へ
 - 要望がなければ動かない、ということ

まとめ

○共生社会に向けて

■ますます増えている特別支援学校

- 障害のある子は専門機関へ、の流れ
- 早期療育は大切

しかし、センターでの療育 半日

保育園での学び 5日

- 「分ける教育」から「分けない教育」へ

■障害の有無にかかわらず共に学んでいける教育システム

- そのための環境整備 人、金、もの
- 教育（保育、療育）の考え方
- そして、地域での生活へ